

プロフィールサイトのこと知っていますか？

プロフィールサイト(プロフ)とは、インターネット上に自己紹介を作成して公開するサービスです。あらかじめ用意された質問に答えるだけで作成できます。

インターネット上に掲載した写真は、世界中のだれでもコピーすることができます。



何がいけなかったの？何が足りなかったの？

動画投稿

れいなさんは、写真をデコレーションしたり、ムービーを撮ったりと、ケータイのカメラに夢中になっている。

ある日の塾で、れいなさんは友だちのありささんが居眠りをしているのを見て、そのかわいさから思わずこっそりムービーを撮る。

家に帰ってから、ありささんのムービーを見ていたれいなさんは、動画投稿サイトにアップロードすることを思いつく。

ある日、ありささんは友だちから、自分の寝顔のムービーが動画投稿サイトにアップロードされていると知らされ、ありささんの仕わざと気づく。

ありささんはれいなさんに「私にも、肖像権がある」「勝手に撮るだけならまだしも、動画投稿サイトにアップロードするなんて」と怒るが、れいなさんは、肖像権の意味が分からず困惑する。



女の子だと思っていたら



たかこさんは、転校したやすこさんから「プロフ」というケータイネット上での自己紹介サイトがあることを教えてもらった。

気軽に作ることができ、メールアドレスなどの交換が簡単なので、名刺がわりに使っていた。

最初のうちは本名を名乗らず、

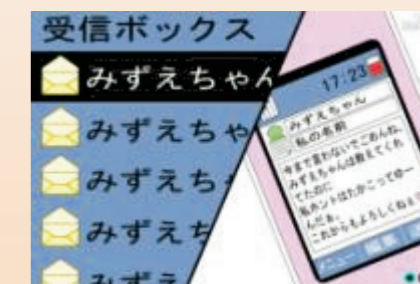
「ハンドルネーム(サイト上での名前)」で楽しんでいた。



ある日、やすこさんの友だちと名乗る「みずえ」とメールで知り合った。メールを交換しているうちに相談にも乗ってもらい、自分の本名や友だちの名前なども教えるようになった。すると、

「会って話がしたい」

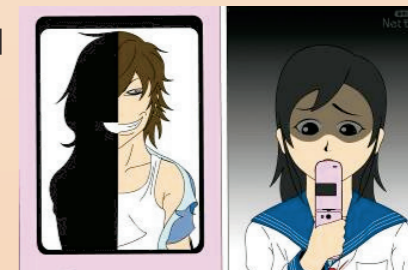
というメールが来るようになった。



どうしようかと迷っているうちに、

「会わなければ友だちの個人情報をばらまく」

という脅迫メールが来てしまった。



心をたがやす

知的財産を守ろう

「知的財産」の大切さについては、中学生のうちから知っておく必要があります。その知的財産の一つである著作権について学んでみましょう。小学校4年生のページ(P18)とあわせて読んでみましょう。

- ①インターネット上などにある他人の記事や写真などは、作者が思いを込めたり、工夫や努力をして創作した作品なので、大切に扱わなければなりません。
 - ②歴史上の人物に関する資料の場合、戦国時代や江戸時代の人を描いた絵や文章などは著作権がなくなっていますが、現代の歴史学者が戦国時代の人物などについて解説した文章であれば、まだ著作権があります。
 - ③それらの作品をコピーしてレポートに貼り付け、あたかも自分の記事や写真であるかのように利用すると著作権の侵害行為になります。
- 参考 「5分のできる著作権教育」 社団法人 著作権情報センター 日本教育工学会



美術作品の模写って、著作権侵害？

美術作品等の模写をしたり一部を自分の作品に使用したりする場合、原則としては著作権をもつ者の了解が必要ですが、**個人として使用する場合や授業で利用する場合は例外とされ、一定の条件を満たす場合には著作者の了解を得なくてもよいこととされています。**

参考 「情報モラル教育実践ガイダンス」 国立教育政策研究所

引用のルール パート2 (中学生)

- ① 引用しようとする他人の作品が、出版などにより公表されていること。
- ② 他人の作品の表現の部分を「 」でくくるなどして、自分の作品の表現と区別していること。
- ③ 自分の作品が「主」、引用する他人の作品が「従」の関係であること。
- ④ 研究、批評など他人の作品を引用する必要性、必然性があること。出所の明示をすること。

※「引用」が認められる範囲を超えて他人の作品を利用する場合でも、原則として作者の許諾を得れば利用できる。

参考 「5分のできる著作権教育」 社団法人 著作権情報センター 日本教育工学会



自他の情報の安全な取り扱い

インターネット上では、顔が見えないため「自分がやったとはわからないだろう」という考えで、違法行為を犯してしまうことが少なくありません。しかし、犯罪は犯罪です。その場合の罰則は、大変重いものになります。

本当にあった事件

インターネットの動画投稿サイトに、小中学生に人気の漫画など4作品を違法投稿したとして、中学3年の少年(14)が著作権法違反容疑で逮捕され、家庭裁判所に送致された。

著作権法改正 平成24年10月施行 映画や音楽の違法ダウンロードが刑罰化

インターネットのサイト

ア音権
ツ楽利
プや者
口動に
一画無
ドを断
で

ダ知違
ウリ法
ンな配
ロが信
ーらと
ド

違法業者など
10年以下の懲役 又は
1000万円以下の罰金

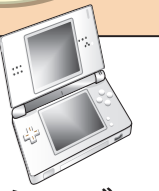
ネット利用者
2年以下の懲役 又は
200万円以下の罰金

主な処罰対象

- ・ CDやDVDとして販売されている音楽や映画のファイル共有ソフト等を利用したダウンロード
- ・ 動画投稿サイトにアップロードされている違法動画のダウンロード
- ・ DVD化されているなど有料提供されているテレビ番組のダウンロード
- ・ 海外サイトからの違法動画のダウンロード

ゲームソフトの違法ダウンロード

市販されているゲームソフトが無料ダウンロードできるサイトは、違法サイトの可能性が高く、ここからダウンロードすることは処罰の対象になります。また、違法ダウンロードしたことを自慢げに自らのブログにのせた中学生に非難の書き込みが集中し、本人が特定され、たくさんの誹謗中傷が本人のメールに届くようになった事例もあります。



知識を身につける

中学二年